

11月1日から

【問い合わせ】

こども未来課子育て支援係（名寄庁舎2階）

☎01654③2111（内線3241・3245）

児童扶養手当制度が改正されます



◆制度改正の内容

1. 受給資格者本人の所得制限限度額の引き上げ

次のとおり、全部支給および一部支給の判定基準となる所得制限限度額が引き上げられます。なお、扶養義務者などの所得制限限度額に変更はありません。

税法上における 扶養親族数	受給資格者本人【全部支給】		受給資格者本人【一部支給】	
	制度改正前 (令和6年10月分まで)	制度改正後 (令和6年11月分から)	制度改正前 (令和6年10月分まで)	制度改正後 (令和6年11月分から)
0人	49万円	69万円	192万円	208万円
1人	87万円	107万円	230万円	246万円
2人	125万円	145万円	268万円	284万円
3人	163万円	183万円	306万円	322万円
4人	201万円	221万円	344万円	360万円
5人	239万円	259万円	382万円	398万円

2. 第3子以降の児童に係る加算額の引き上げ

次のとおり第3子以降の児童にかかる加算額が第2子の加算額と同等に引き上げられ、第2子の児童にかかる加算額と同額になります。

		制度改正前 (令和6年10月分まで)	制度改正後 (令和6年11月分から)
本体額	全部支給	4万5,500円	改正前と同額
	一部支給	4万5,490円～1万740円	改正前と同額
第2子 加算額	全部支給	1万750円	改正前と同額
	一部支給	1万740円～5,380円	改正前と同額
第3子以降 加算額	全部支給	6,450円	1万750円 (第2子加算額と同額)
	一部支給	6,440円～3,230円	1万740円～5,380円 (第2子加算額と同額)

◆制度改正による手続き

・児童扶養手当の受給資格者となっている方

「令和6年度児童扶養手当現況届」の審査後、令和6年11月分（令和7年1月支給分）の手当から改正内容が適用されるため、手続きの必要はありません。

・児童扶養手当の受給資格者ではない方

現在、申請者本人の所得が所得制限限度額を超過していることなどにより児童扶養手当を申請していない方も、今回の改正により支給対象となる場合がありますので、問い合わせください。